平成２３年（再ロ）第１００５１号
東京都荒川区西尾久３―９―29
再生債務者　岡田真佐美
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年７月19日まで
4　一般異議申述期間　平成23年８月１日から平成23年８月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第３号
新潟市西区五十嵐２の町8473番地156
再生債務者　大瀧　孝之
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年７月19日まで
4　一般異議申述期間　平成23年８月２日から平成23年８月23日まで
新潟地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第２号
高知市岩ヶ淵３番地17
再生債務者　吉岡　有仁
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年６月20日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年７月19日まで
平成23年６月20日
高知地方裁判所民事部個人再生係

平成２３年（再ロ）第３号
高知市岩ヶ淵３番地17
再生債務者　吉岡　桂子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年６月20日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年７月19日まで
平成23年６月20日
高知地方裁判所民事部個人再生係

平成２３年（再ロ）第２号
沖縄県糸満市西崎町３丁目378番地シャンドール西崎402号
再生債務者　上原　直人
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年６月20日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年７月19日まで
平成23年６月20日
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（再ロ）第１号
埼玉県狭山市大字下奥富734番地の４
再生債務者　石川　貴一
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年６月15日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年７月21日まで
平成23年６月20日
さいたま地方裁判所川越支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第２号
新潟県三条市戸口155番地５
再生債務者　高橋　義彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月21日　新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（再ロ）第１０号
石川県河北郡内灘町字ハマナス１丁目112番地
再生債務者　宮田　秀一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月20日　金沢地方裁判所

平成２２年（再ロ）第４号
相模原市南区南台５丁目14番20号
再生債務者　上久保賢治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月20日
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（再ロ）第３号
札幌市豊平区月寒中央通11丁目７番22―103号
再生債務者　竹内　和祥
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月21日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再ロ）第１号
秋田県能代市字彩霞長根１番地91
再生債務者　小林　恒悦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月21日　秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（再ロ）第２号
秋田県能代市字上古川布215番地２
再生債務者　中村　郁子（旧姓加藤）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月21日　秋田地方裁判所能代支部

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２２年（再ロ）第１号
宮城県本吉郡南三陸町志津川字清水浜22番地
再生債務者　佐藤　行夫
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条１号に定める事由がある。
平成23年６月21日
仙台地方裁判所気仙沼支部

給与所得者等再生による免責決定

平成２３年（モ）第８００７号
大阪府泉佐野市鶴原1946番地鶴原中央住宅１―503、認可決定時の住所堺市太平寺312番地の１　西号室
再生債務者　池川　正次
1　主文　再生債務者を免責する。
2　理由の要旨　再生債務者が再生計画を遂行することが極めて困難であり、かつ、民事再生法235条１項各号に定める事由がある。
平成23年６月20日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

日本郵政共済組合定款の一部変更について

平成 23 年５月 31 日　日本郵政共済組合代表者　齋藤　次郎

日本郵政共済組合定款（平成12年９月29日制定）の一部を次のように変更する。

附則第３条の次に次の１条を加える。

（災害見舞金附加金）

第４条　組合は、法第52条及び施行令第11条の３第１項の規定に基づき、東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第２条第１項に規定する東日本大震災をいう。）により災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた地域内にある組合員又はその被扶養者の住居又は家財に当該災害による損害を受け、当該損害について組合員が法第71条の規定による災害見舞金の支給を受けるときは、当該組合員に対し、次の各号に掲げる組合員の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる月数を当該災害見舞金の計算の基礎となった標準報酬の月額に乗じて得た金額を災害見舞金附加金として支給する。

⑴　標準報酬の月額の３月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　２月
⑵　標準報酬の月額の2.5月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　1.5月
⑶　標準報酬の月額の２月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　1.2月
⑷　標準報酬の月額の1.5月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　0.9月
⑸　標準報酬の月額の１月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　0.6月
⑹　標準報酬の月額の0.5月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　0.3月

附　則

この変更は、平成23年５月31日から施行し、同年３月11日から適用する。